

令和 6 年 度 第 1 回

川崎市環境影響評価審議会

会 議 録

- 1 日 時 令和 6 年 4 月 9 日 (火) 午前 10 時 00 分から
- 2 場 所 オンライン会議 (川崎市役所本庁舎 301、302 会議室)
- 3 議 題
 - (1) GLP 川崎Ⅱプロジェクトに係る条例環境影響評価準備書について (事業者説明)
 - (2) その他
- 4 出 席 者 13 名
- 5 傍 聴 者 2 名

○部長 それでは、始めたいと思います。

私は環境対策部長の藤田でございます。本日はよろしく申し上げます。

ただいまから、令和6年度第1回川崎市環境影響評価審議会を始めさせていただきます。委員の皆様には、お忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

では、事務局、お願いします。

○課長 同じく、この4月から環境評価課の課長となりました鈴木でございます。本日はよろしく申し上げます。

初めに、委員の出席状況について御報告させていただきます。

本日は、委員20名中、現在12人の御出席をいただいております。委員の半数以上が出席されていますことから、川崎市環境影響評価に関する条例施行規則の規定に基づきまして、本日の審議会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、本審議会は、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例により、原則公開としておりますので、途中入室を含め傍聴人の入室を認めてよろしいでしょうか。

○山下会長 異議ありません。

○課長 ありがとうございます。

それでは、傍聴人の方に入室をしていただきます。

(傍聴人入室)

○課長 では、議事に入る前に、事務局から本日の資料の確認をさせていただきます。

○事務局 それでは、事前に送付させていただいております資料の御確認をお願いいたします。

本日の配付資料は、議事次第の次に、資料1「手続経過」、資料の2「条例環境影響評価準備書」、資料の3に「条例準備書の説明会開催結果報告書」、資料の4「条例見解書」、参考資料1「審議会の幹事・関係課長名簿」、参考資料2「事務局職員名簿」。

本日の会議資料は以上となります。不足等はございませんでしょうか。

○課長 では、次に、このたびの市の職員の人事異動による新たな体制について御報告いたします。

まず、お手元の参考資料1を御覧ください。審議会の幹事・関係課長の名簿となりますので、御確認をお願いいたします。

次に、参考資料2を御覧ください。先ほどの事務連絡で御説明しましたとおり、事務局

の名簿となります。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日の議事は「G L P川崎Ⅱプロジェクトに係る条例環境影響評価準備書について（事業者説明）」でございます。

では、これからの議事につきましては、会長をお願いいたします。

○山下会長 おはようございます。よろしく願いいたします。

それでは、本日の議事の「G L P川崎Ⅱプロジェクトに係る条例環境影響評価準備書について（事業者説明）」です。事務局から御説明をお願いします。

○事務局 G L P川崎Ⅱプロジェクトに係る手続経過について説明

－（略）－

○山下会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明のありました手続経過について、よろしいでしょうか。

（ はい ）

○山下会長 それでは、次に、事業者から、条例準備書及び条例見解書について、御説明をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○事業者 G L P川崎Ⅱプロジェクトに関する条例環境影響評価準備書について説明

－（略）－

○山下会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまから質疑に移りたいと思います。

ただいまの事業者の説明について、これから御質問をいただきます。条例準備書の記載内容に対する意見については、個別審査意見として事務局に提出していただきますので、そのために必要な点について事業者に御質問をお願いいたします。

御質問のある委員は、御挙手をお願いいたします。

醍醐委員、お願いいたします。

○醍醐委員 そうしましたら、私のほうから、温室効果ガスの所について、少し御質問させていただきます。

今回、御説明いただきましたように、標準的なエネルギー消費に対して、様々な取組で14.1%位削減出来るだろうというような御説明は理解いたしました。

ただ、まず最初に御質問させていただきたいのは、この標準的なエネルギー消費とおっしゃっているのがどういったものなのか。例えば、何年の基準なのか等も含め、もう少し

具体的に御説明いただけたらと思われました。よろしくお願ひいたします。

○事業者 御質問をありがとうございます。

今、準備書の該当ページ、温室効果ガスの92ページをお示ししております。ここの(イ)の中で標準的なエネルギー消費原単位等という所に項目がございます、今回、先ほど御説明したように、建物と冷凍冷蔵設備の二つをそれぞれ予測している所でございますけれども、建物については、東京都の省エネカルテの2020年度実績の資料を使って、これを標準とさせていただいております。

冷凍冷蔵設備につきましては、93ページの上段にあります経団連の2021年度実績の資料を使って、今回は計算させていただいているという所でございます。

回答は以上になります。

○醍醐委員 御説明をありがとうございます。

今回のこれから建てられるこの設備は、供用年数は何年位を想定されているものでしょうか。

○事業者 我々が開発する倉庫は、基本的には50年以上利用することも可能な施設として計画しております。

昨今倉庫が、建て替えをするというケースはちらほら出てきてはおりますけれども、一概に30年たったら、50年たったらという所が決まっているものではございませんので、基本的にもたせられる限り建物として使用していく。イメージは50年以上も含めてもつような形で計画をしているという所が回答になるかなと思います。

○醍醐委員 御回答をありがとうございます。そうしますと、50年、2080年位まで使っているという、そういう御回答だと理解いたしました。

2030年で、多くの企業がGHGの排出量は30%削減するんだという目標を立てられていて、2050年にはカーボンニュートラルだというのが、今の大きな社会での流れかと思ひます。

今回、この比較をされたのが、今供用中の建物の平均エネルギー消費原単位ですね。今から建てるものではないですよ。そうすると、LEDを基本的に照明としては採用しますよとか、ゾーニングのスイッチングをしますよ。今建てられるものだったら、それが標準なんだと思うんですよ。

なので、今供用している昔の設備と比較して14.1%低いんだという主張は、まず、それが本当に評価として望ましいかというのは、いま一度お考えいただきたいと思うのと、も

う一つ、14.1%という数字がどれ位の意味を持つ。これが果たして削減の率として、2080年まで使うんだと今おっしゃったのに対して、14.1%しかというようにも見えるんじゃないかというのがもう一つ。

それと、例えば夜間電力の利用なんていうことも書かれていますけれども、何かともすると、これは昔の原子力がベースロードで夜中に運転されていたような、何かそういうときの記述がコピペで残っているじゃないかというような気もして、太陽光発電がどんどん入っていけば、むしろ何か夜間電力の利用なんていうのは望ましくないんじゃないかということも考えられるわけです。

本当に、その供用のこの先の50年という社会を想定した評価になっているかと言われれば、相当疑問かなと思いました。もし、その辺で何かお考えがあれば教えてください。

○事業者 御意見をありがとうございます。

温室効果ガスの予測では、現状、加味出来る所で削減量を出しているという所で、まず御理解いただきたいという所と、今、委員から御指摘を受けた部分は事業者としても世の中の状況は理解してございます。アセス時点で14.1%という削減率としていますが、保全措置にも書いているとおり、いろいろ配慮の取組や認証等の取得、太陽光発電システムの導入等も検討している状況ですので、よりこれから計画を進めていくに当たり、よりよくしていきたいと考えておる所で、御理解いただければなという所です。貴重な御意見をありがとうございました。

○醍醐委員 御回答をありがとうございます。

○山下会長 ありがとうございます。今の点については、どうぞよろしく御検討をお願いしたいと思います。

続きまして、奥田委員、お願いいたします。

○奥田委員 御説明をありがとうございました。2点ございます。

どちらも関連するんですけども、土壌汚染の問題と、それから建設発生土についてなんですが、御説明を伺っていますと、敷地の大体半分ぐらい掘削するという予定を立てられているようなんですけども、この間、現地視察へ行きましたら、土壌汚染が見ついている場所というのが幾つか点在していて、点在しているからこそなんですが、掘削したときに、汚染されている土壌とされていない土壌というのが当然ここで混在してくるんですけども、これは搬出するときに建設発生土として搬出することになると思うんですが、汚染された土壌なのか否かということについての確認は事業者が行うのか、それとも搬出

する業者が行うのか、この辺りはどうなっているのかということが1点でございます。

もう一点は、また、お答えいただいてからにしたいと思います。まず、1点目はいかがでしょうか。

○事業者 汚染土の処分費は、汚染されているものとそうでないもので当然変わってきますので、搬出前に調査を建設会社或いは土壌処分会社が行います。

○奥田委員 分かりました。ありがとうございます。

2点目なんですけれども、敷地の半分ぐらいが掘削して、それ以外は掘削しないので、ただ、土壤汚染が見つかる掘削予定ではないけれども、そこで見つかる所については、アスファルトなどで舗装するという事で処理というお話があったかと思うんですけれども、見つかる汚染がベンゼンとか鉛などのいわゆる特定有害物質に該当するので、単にアスファルトで被覆してしまうというだけではなくて、例えば封じ込めの作業を行うとかというようなことは、お考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○事業者 環境保全課と協議しながら決めていきたいと思います。

現状は、アスファルトで覆うということを考えております。引き続き、検討いたします。

○奥田委員 分かりました。

以上でございます。ありがとうございます。

○山下会長 ありがとうございます。

そのほかに御質問のある委員はいらっしゃらないでしょうか。

持田委員、お願いいたします。

○持田委員 2点ほどお伺いしたいんですが、1点目は、まず16ページの植栽予定樹種で、多分これは調べ直してほしいんですけど、中木でマンサクが出てきますが、これは常緑広葉樹ではなくて、落葉広葉樹だと思います。

それが1点と、それから、その次の17ページの植栽基盤整備のイメージ図というのがあるんですが、現地調査をさせていただいて、日本鋼管の跡地の所の敷地境界に植栽されるということなので、ただ単に平らにするのではなくて盛土をして、いわゆるマウンドを作って植栽されるということはお考えになっていないのか。その2点について、お伺いします。

○事業者 持田委員、御質問ありがとうございます。

1点目の件、再度調べ直します。

○持田委員 間違えていると思いますよ。落葉樹です。

○事業者 ありがとうございます。

2点目の件です。現状、今示している植栽基盤整備イメージで考えている所ではございますが、今後、設計等々が進んでいく状況ですので、貴重な御意見として、事業者にもお伝えして考えていきたいと思えます。ありがとうございました。

○持田委員 はい。以上です。

○山下会長 ありがとうございます。

濱野委員、お願いいたします。

○濱野委員 御説明をありがとうございました。2点ほど、お伺いしたいと思えます。

まず1点は、土壌汚染で掘削予定地以外はアスファルト舗装ということですが、植栽地の土壌厚が高木で1.2、中低木で0.9だったでしょうか。大変深く捉えているのでいいとは思いますが、植栽地の部分以外は、全てアスファルト舗装ということによろしいのでしょうか。それがまず1点です。

それから、2点目は緑の質と量で、植生を回復するというので、生物多様性という言葉を使われていました。

生物多様性を担保というようなことを表明されているわけですが、そのことについて、その維持管理との関係で病虫害防除という視点が出てきています。この維持管理について、生物多様性を考慮した維持管理方法について、少し書き込みが必要かなという気がしています。

そのことは、あえて事後調査について、昆虫類の事後調査をされるということですが、生物多様性を担保するのであると、竣工時のその生物量と徐々に植生が回復していく中での生物量というのは変わるはずですので、これについて、事後調査の対象とすることがお考えかどうかということをお伺いしたいと思えます。

よろしくお願いいたします。

○事業者 濱野委員、御質問をありがとうございます。

1点目の件です。現状は、植栽、緑化地の部分以外はアスファルト舗装で考えておりますというのが1点目の御回答になります。

2点目の件、生物多様性の件でございます。生物多様性につきましては、予測評価項目ではなく、予測評価の手法が確立されていないけれども、配慮していく必要があるという所で、環境配慮項目の中で生物多様性というものを選定させていただいております、すみません、画面共有させていただきます。今、御覧の表の中段の所、供用時の所に書か

せていただいております。言葉が足りないという所の御指摘を受けた所でございますが、維持管理の観点から、例えば生物多様性ですと、防虫剤みたいな所に配慮するとか、いろいろあるかと思えます。

また、生物、要は鳥だったり、虫だったり来るように、花の実や、そういう実を作れる樹種を入れて多様な緑に努めていくという所で、今現状を考えているという所です。事後調査のほうで入れてはどうかという御質問があったと思うんですけども、事後調査では緑のほうで選定しておりまして、生物多様性という所は、事後調査項目として選定はなかなか難しいかなという所で考えております。

緑がきちんと育っているか、ちゃんと決めた樹種が植えられているか、緑被が確保されているかという点につきましては、ちゃんと事後調査のほうで確認させていただければなと思っております。貴重な御意見をありがとうございました。

○濱野委員 ただいま御説明をいただいて、大方はいいとは思っているんですけども、その植物だけではなくて、それに付随する動物が、一つの生態系を形成することで生物多様性というのは担保されるはずなんですね。

ですから、樹木、あるいは植物が健全に生育していると。その中で、確かに病虫害防除をすることということは、少なからず何か人為的な作用を及ぼす話になると思えます。

健全に植物が生育をしていると。そのことを裏づける意味でも、例えば昆虫類、鳥類ですとか、そういうことにも配慮する必要があるのかなということで意見を申し上げました。もう一度、御配慮いただければという気がします、いかがでしょうか。

○事業者 現状、事後調査項目としては、先ほど御説明した緑の内容で、今考えておりますので、貴重な御意見としては伺わせていただきたいと思っておりますが、今すぐにそういう調査ができるかという所は、なかなかお答え出来ないと考えております。

○濱野委員 このことを申し上げているのは、東京ですと、再開発事業をした後に、生物の変化量を事後の調査として継続するのが一般的なんですね。

もう既に御存じかと思えますけれども、大手町の森は、環境省の30 by 30の指定の緑地として認められているわけですけども、人が作る新しい緑地についても、環境の生態系を保全する緑地という意味で、お考えいただいたほうがよろしいのかなという気がして申し上げた次第です。御勘案のほど、よろしく願いいたします。

○山下会長 それでは、次に吉田委員、お願いいたします。

○吉田委員 国立環境研究所の吉田と申します。御説明をありがとうございました。

ちょうどこのページなんですけれども、先ほど施設を少なくとも50年くらいは利用し続けるという想定だと御説明をいただきましたが、海面上昇が起きている中、今、既にハザードマップとかだと、高潮で1メートルから3メートル位の浸水が想定されているとされているので、長期的に浸水のリスクというのが、より慢性的になったときのことも検討したほうがいいのかと考えております。

環境配慮の項目へのポイントで、幾つかの津波対策だとか、この次のページに設備機器の防水対策というのが少し書いてありますけど、もしできれば、もう少し詳細について教えていただければなど、お願い出来ますでしょうか。

○事業者 ありがとうございます。

現状、今御指摘いただいた津波や高潮については事業者のほうでも確認しておりまして、海沿いということで、その辺りは対策が必要だということで、今回、配慮項目で津波対策であったり、設備機器の位置等を書かせていただいているという状況です。

そのほか、これからテナントが決まっていく中で、従業員の安全を確保するために、こちらは地震等になるかと思いますが、災害対策としてマニュアルの作成であったり、防災訓練を実施するという所までは書かせていただいている所ではございますが、現状、今の辺りまでしか、まだ記載できないような状況です。事業者は数多くいろいろ物流施設をお持ちになられておりますので、その実績も踏まえて、今後、ここには書いていないこともいろいろ実施していくことになると思っておりますが、今の準備書時点では、この内容で御理解いただければなという所でございます。

以上になります。

○吉田委員 承知いたしました。

50年先とかとなると、沿岸ということで、津波的には一時的な浸水に限らず、結構慢性的なことも想定されるかと思うので、そういったことも視野に入れていただければと思います。

以上です。

○山下会長 ありがとうございます。

続きまして、田中委員、お願いいたします。

○田中委員 田中です。御説明をありがとうございました。

私は、地域交通の交通混雑に関する御質問なんですけれども、交差点がナンバー1とナンバー2がありまして、それぞれ予測をしておられて、その時間帯が、混雑が一番大き

いような14時台などを予測の時間帯としているというふうに理解しました。

それで、資料編のほうなどを見ますと、例えば交差点のナンバー1では、渋滞なども発生しているようで、流入部のBとかDとかには、滞留長・渋滞長の記録などもされているということで、それが発生しているような時間帯で評価されているというふうには理解しているんですけども、今日説明いただいた例えば327ページの予測結果の所で、将来交通量の施設関連車両が乗る前の、将来の基礎交通量を交通混雑度を見ると、今申し上げたナンバー1の交差点のBとかDが1.0よりは大分小さい値、0.636とかという値になっていて、これはどうしてなのかなというふうに思ったんですけども、いかがでしょうか。

○事業者 御回答になるかどうかというのはあるんですけども、今回、先ほど委員からも御確認していただいたとおり、現地調査結果と滞留長・渋滞長を考慮して、需要交通量を計算した上でピークの時間帯を決めて、今回計算させていただいているという所でございます。

その結果を用いた結果が、例えばナンバー1のBであれば、将来基礎交通量による交通混雑度で0.636という結果になっています。予測方法に書いてある内容で、交通量を設定した上で計算した結果になっているという所で御理解いただければと思います。

○田中委員 現地調査の時点では、例えば14時台は滞留が発生して、さばけ残り、渋滞が発生しているといった観測結果はあるはずなんですけれども、その計算をすると、それが0.63という大分小さな値になってしまうあたりは、どうしてでしょうかね。

○事業者 そうですね。渋滞はしているものの滞留している量を考慮して、需要交通量をつくって計算している結果ですので、恐らくこの結果で正しいと、こちらは考えている所ではございます。

○田中委員 正しいのであれば、まず需要交通量の時点で渋滞するような値が計算値としても出てくるはずだと思うんですけども、逆に、それがこのようになり小さな値になってしまうということは、どこか、その設定された値が、現状を正しく反映されていないのではないかなというふうにも思えるんですが。

○事業者 こちらとしては、計算結果自体がちゃんと考慮出来ているものと思って準備書を作成して、事務局と御協議させていただきましたが、今、委員からいただいた御指摘を踏まえて、改めて内容は確認させていただきます。

○田中委員 お願いします。

○山下会長 それでよろしいですか。

ありがとうございました。

ほかに委員から御質問はございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

○山下会長 それでは、ほかにないようでしたら、本件、「GLP川崎Ⅱプロジェクトに係る条例環境影響評価準備書について」本日の審議は終了といたします。

事業者の方、ありがとうございました。

(事業者退席)

○山下会長 次に、その他の議事ですが、事務局から何かございますでしょうか。

○事務局 そのほかといたしまして、事務局から事務連絡がございます。

まず、「GLP川崎Ⅱプロジェクトに係る条例環境影響評価準備書」につきまして、審議会答申に反映させるための個別審査意見の提出をお願いいたします。いただいた意見を基に、事務局にて答申原案を作成し、審議会に提出させていただきます。

個別審査意見につきましては、どのような様式でも構いませんので、4月16日火曜日までに、事務局宛にメール等で御送付いただきたいと思います。なお、個別審査意見の送付先のメールアドレス等につきましては、改めて、個別審査意見の提出依頼の連絡とともに、各委員宛に送付させていただきます。

続いて、次回の予定でございますが、既に御連絡させていただいたとおり、5月22日水曜日の14時から、本案件の答申案審議の審議会をオンラインにて開催いたしますので、御予定をお願いします。なお、開催予定日としておりました5月14日火曜日の開催はございません。

詳細は、改めて御連絡いたしますので、御確認いただきたいと思います。存じます。

以上でございます。

○山下会長 ありがとうございます。

それでは、これをもちまして、本日の審議を終了します。

ありがとうございました。

— 閉 会 —